

これで 変り トラブル防止・ 解決のヒント

〈連載〉第11回

スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するためのヒントを、法律の専門家の立場から解説する連載。今回のテーマは「施設や用具などの注意義務」について。参加者が安全にスポーツを楽しむために、指導者が認識しておくべき注意事項について考える。

この連載で取り上げてほしいテーマを募集しています。個別回答はできませんが、よりよいページづくりの参考にさせていただきます。本誌60ページ「読者の広場」の募集要項に従い、「法律相談」係までテーマやご意見などをお寄せください。

指導者に課せられる 用具などの注意義務

で、竹刀を分解して各部分の名称や構造を示したうえで、竹材にささくれができるときはこれを削ることなどを教えており、事故が起きた当日も、竹刀を生徒らが点検する時間を設け、さらに、日ごろから竹刀に異常があれば申し出るよう生徒らに指導していたことなどが認められたからです。

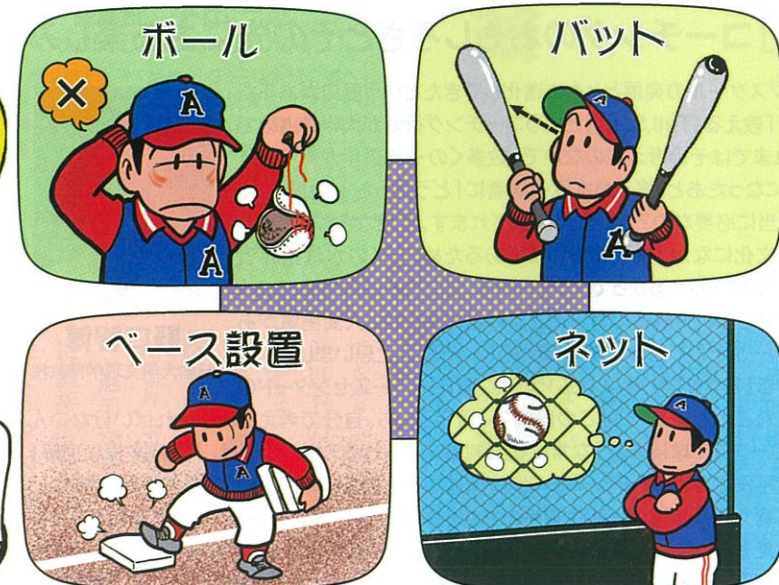
●用具の危険性、参加者のレベル・年齢を考慮した危機管理

逆説的にいえば、この事例のように十分な指導がなければ、また、剣道の授業経験が2年以上ある3年生の事故でなければ、指導者に注意義務違反ありとされた可能性があるわけです。たとえ現在多用されている比較的耐久性の高いカーボン竹刀であっても、劣化や破損の危険がある以上日々の点検は欠かせません。指導者が用具の安全性にどこまで注意を払うべきかは、使用する用具の危険性や使用する人の年齢、当

事例1 中学校の剣道授業中に発生した失明事故

「ない」とされた例

少し古い事例ですが、1977年に愛知県の中学校で3年生の剣道の授業中に起こった事故を紹介します。生徒同士が竹刀で打ち合いをしていたところ、一方の生徒の竹刀の先が折れ、折れた先が他方の生徒の右眼下に突き刺さり右眼を失明してしまいました。この事例の裁判では、担当教師に注意義務違反はないとされました。その理由は、担当教師はこの生徒らが中学1年生時の授業



用具や施設の安全確認は、チェックリストを用意するなどして指導者が自ら行うべき(イラスト/石川正順)



該スポーツの経験値などによって考える必要があるでしょう。

例えば小学生、それも低学年がいる野球チームであれば、「バットやヘルメットに亀裂が入っていないか」「打撃練習などで使用する防球ネットが破れていてボールがすり抜けてしまわないか」といった確認は子どもたち任せにせず、指導者が自ら行うべきです。

サッカーやハンドボールのゴールで選手がクロスバーにぶら下がったために、あるいは強風のために転倒し、選手がケガを負った事例も多数報告されています。指導者は、クロスバーにぶら下がらないことを注意するのはもちろん、ゴール

ルが転倒しないよう正しく杭で固定することが必要です。人工芝グラウンドなど杭を使用することができない場合には、ゴールをおもりで固定することになりますが、その場合は突風も考慮してサッカーゴールには合計100kg以上のおもりで固定すべきことが2017年に開催されたシンポジウム「これで防げる 学校体育スポーツ事故」で提言されています。

サッカーゴールや卓球台など、重量のある用具を移動する場合は十分な人数で行うことも必要です。年少者労働基準規則では、16歳未満男子の断続作業における重量物の取り扱いが一人当たり15

kg未満と制限されています。サッカーゴールが150kgであれば、この移動には11人以上が必要と考えるべきなのです。

バレーボールでネットを張る際には、ネット巻き取り器が付属ポルトで支柱にしっかりと固定されているかなどを確認することも重要です。11年には、中学校の部活の準備中にネット巻き取り器が跳ね上がり、作業をしていた部員の顔を直撃する事故が起きています。この部員は頭蓋骨開放骨折などの重傷を負い、裁判では学校側に3000万円を超える賠償金の支払いが命じられました。指導者の皆さんは、法的責任を

果たすだけでなく、安全で楽しいスポーツ環境を保つために用具の安全確認を十分に行う必要性をあらためて考え、絶対に軽視しないしてほしいと思います。もちろん用具だけでなく、活動するグラウンドや体育館など施設の安全性にも目配りする必要があります。

事例2 走幅跳中、砂場にあった異物での負傷事故

施設の瑕疵による事故発生を防ぐために

これも古い事例ですが、1996年に兵庫県の小学校で、4年生の体育の授業中、走幅跳で砂場に着地した生徒が、砂場内の硬い異物で左足を負傷する事故が発生しています。この事例の裁判では、学校側の施設管理者としての責任が認められました。この学校では、砂場を使用する際に教師の指導のもとで生徒が砂場の異物を取り除いてはいましたが、教師ら大人が直接確認していませんでした。これにより砂場の管理に瑕疵があったと判断されたのです。

施設の瑕疵による事故は、この事例のように、一次的には施設管理者や施設の所有者が負うものとされています(国家賠償法2条、民法717条)。しかし、現場の指導者も、施設に瑕疵があり、

事故の危険性を予見できるにもかかわらず、適切な対策を取らずにスポーツ活動を行った結果、参加者がケガをした場合には、やはり法的な責任を問われる可能性があるのです。

●施設の瑕疵による事故の例と対応策

施設の瑕疵による事故も、競技場所の環境や管理状況、使用する競技や練習内容などによってさまざまな事例が考えられます。例えば、2017年の消費者安全調査委員会の報告では、体育館の床板が剥離している部分にバレーボールやフットサルで選手が滑り込んで大ケガを負った事例が多数あがっています。人工芝の上のスポーツでは、経年劣化などで損傷、剥離、凹凸ができた人工芝でつまずいたり、着地の際にひねって足首を捻挫するなどのケガにつながることもあります。

指導者としては、スポーツ活動開始前に、施設管理者から危険性に関する情報入手し、自らも施設の安全性を点検することが求められます。危険な箇所があれば、速やかに施設管理者に改善を求め、安全性を確認できなければ活動場所を変更したり、当日の活動は中止するなどの対応を取るべきです。

佐渡島弁護士からのアドバイス

担当弁護士 Lawyer

佐渡島 啓

1973年生まれ、福岡県出身。早稲田大学法学部卒。埼玉総合法律事務所所属。埼玉弁護士会副会長、法律相談センター運営委員長、綱紀委員などを歴任し、早稲田大学で非常勤講師(労働法)を務める。



2009年、京都府の体育館で行われた小学生のミニバスケットボール大会で、試合中に選手の骨折事故が発生しました。6年生の児童がレイアップシュートをした際、ゴールから90cm程度しか離れていない壁に設置された床窓枠に、勢い余って右足のすねをぶつけたことが原因でした。この事例では、窓枠にクッションを設置するなどの事故防止措置を取らなかったことを理由に、大会主催者らに損害賠償責任が認められています。

このような事例もあるので、指導者には、大会会場であっても施設の安全確認を主催者任せにせず、参加者が安全にスポーツ活動できる環境を整えるという注意義務を果たす姿勢が求められます。スポーツの現場に危険はつきものですが、多くは事前に察知することで防ぐことができるはずですが、競技の特性に合わせた事故回避のチェックリストを用意するなどして、万が一の事故を起こさない努力を怠らないことが、よい指導者の必須条件と心得てください。